

雇用調整助成金について

【目的】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業所の事業主
- ② 次の生産量要件を満たす事業主
売上高又は生産量の最近 3 か月間の月平均値が前年同期に比べ 10%以上減少していること。
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3 か月以上 1 年以内の出向をいいます。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から 1 年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 同一の事業主に引き続き雇用保険の被保険者として雇用された期間が 6 か月を超える労働者を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第 26 条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

【支給内容】

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
- 休業手当又は賃金相当額×3分の2（※1、※2、※3） - 教育訓練は上記に加えて訓練費として、事業所内訓練は 1 人 1 日当たり 1,000 円を加算、事業所外訓練は 1 人 1 日当たり 4,000 円を加算	出向元事業主が負担した賃金相当額×3分の2（※1、※2、※3）

（※1）1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成 24 年 8 月 1 日現在 7,870 円）が限度となります。

（※2）以下のいずれの要件も満たした場合に助成率を 2／3 から 3／4 へ上乘せします。

（休業等の場合）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った 6 か月間）の月平均事業所労働者数と比して 4／5 以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前 6 か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。以下同じ。）をしていないこと。

（出向の場合）

- ① 1 支給対象期間の末日における事業所労働者数が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った 6 か月間）の月平均事業所労働者数と比して 4／5 以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から 1 支給対象期の末日までの間に事業所の労働者の解雇等をしていないこと。

（※3）障害者に関する助成率は 2／3 から 3／4 へ上乘せします。

○ 支給限度日数 1 年間で 100 日、3 年間で 300 日

（平成 25 年 3 月現在）